

# 傷病手当金申請書作成時の注意点

## ◆ 振込先について

申請者である世帯主様以外の口座へのお振込みを希望される場合は、申請書（①世帯主記入用）の「受取代理人の欄」への記入が必要です。

## ◆ 申請書（②被保険者記入用）の「①帰国者・接触者外来の受診状況」について

医療機関に入院した場合や、外来による診療・診察を受けた場合は、「1. 受診した」に丸を付けた上で、当該医療機関に申請書（④医療機関記入用）への記入を依頼してください。

なお、保健所は医療機関に該当しないため、保健所による検査のみの場合は「2. 受診していない」に丸を付けてください。（この場合、申請書（④医療機関記入用）の提出は不要です）

## ◆ 「事業主記入欄」及び「申請書（③事業主記入用）」への押印について

「事業主記入欄」及び「申請書（③事業主記入用）」への押印については、下記のいずれかの印鑑を押印してください。

【例1】 法人代表者印（例：株式会社〇〇代表取締役）

【例2】 法人印（例：株式会社〇〇） + 代表者の私印

【例3】 事業主の私印（個人事業主の場合）

## ◆ 申請書（③事業主記入用）の「②新型コロナウイルス感染症（発熱等の症状があり感染が疑われる場合を含む）により、労務に服することができなかった期間の開始月を含む直近3か月の勤務状況」の「直近3か月」については、下記の例を参考にしてください。

【例1】 勤務できなくなった期間の開始日が4月8日 ⇒ 「直近3か月」は「2月・3月・4月」

【例2】 勤務できなくなった期間の開始日が5月1日 ⇒ 「直近3か月」は「3月・4月・5月」

## ◆ 申請書はすべて、ボールペンで記入してください。（消せるボールペンや鉛筆で記入された申請書は無効となります）

## ◆ 記載誤りを訂正する場合は、訂正箇所を二重線で消し、消した箇所にかかるように訂正印を押印してください。なお、訂正印は申請書（①世帯主記入用）の押印欄で使ったものと同じ印鑑（「事業主記入欄」及び「申請書（③事業主記入用）」を訂正する場合は事業主の印鑑）を使用してください。

その他、申請書の記入に際してご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

### 《申請書送付先・お問合せ先》

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市役所 国民健康保険課 給付係 （電話番号）072-228-7522